

検査工場 各位

公益社団法人 日本水道協会
検査部長 平本重夫
(公印省略)

接水箇所の塗膜除去及び再塗装に関する本協会検査の暫定的な取扱いについて

平素より本協会検査事業につきまして、種々ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協会では、不適切行為が報告された JWWA K 139 認証塗料（以下、「不適切塗料」という。）に関して、新規に製造する水道用資機材については、令和4年1月31日付け事務連絡「JWWA K 139 認証塗料の塗り分けに関する本協会検査の暫定的な取扱いについて（追補版）」により、暫定的に本協会規格品として取り扱うこととお知らせしたところです。

この度、既に不適切塗料を用いて製造された本協会検査合格品（以下、「不適切塗料を使用した検査合格品」という。）についても、「接水箇所（挿し口外面、受け口内面等）のみ塗膜を完全に除去し、当該箇所に JWWA K 139 認証塗料を塗装する」ことにより、本協会規格品として取り扱うことを暫定的に認めるとともに、これに伴う対象の水道用資機材の検査について、第106回検査事業委員会の決議に基づき下記のとおり実施することといたしましたので、お知らせ申し上げます。

なお、本文書につきましては、本協会検査事業 Web サイトにも併せて掲載いたします。

記

1. 暫定措置内容

- 1) 不適切塗料を使用した検査合格品について、接水箇所（挿し口外面、受け口内面等）のみ塗膜を完全に除去し、当該箇所に JWWA K 139 認証塗料を塗装する。
- 2) GX 形管の挿し口外面については、耐食亜鉛系塗装の性能に影響がない挿し口端面から別紙【GX 形異形管挿口 塗分け長さ寸法について】に示す範囲に限り、塗膜を完全に除去し、当該箇所に JWWA K 139 認証塗料を塗装する。
- 3) 上記 1)及び 2)によって製造された水道用資機材は、本協会の検査を改めて受検し、合格した場合は JWWA 規格品（製品規格の製品）とする。
- 4) この措置によって検査した水道用資機材は識別のため、既に表示されている原管検査合格証印の近傍に、検査合格証印 9mm刻印を打刻する。ただし、GX 形管については、耐食亜鉛系塗装の品質に影響を与えない箇所に、検査合格証印 9mmゴム印を押印する。
また、塗装後には、外面の分かりやすい箇所に製造業者のマークを表示する。
- 5) 直管は、切管が想定されることから対象外とする。
- 6) この措置は、令和4年2月22日から令和4年7月31日までとする。

2. 暫定措置に関する手続き

- 1) この措置による検査を希望する検査工場は、日本水道協会検査工場登録事項変更申込書（第10号様式）により、品質管理の変更（不適切塗料を使用した検査合格品の接水箇所の塗膜を完全に除去し、当該箇所に JWWA K 139 認証塗料を塗装する工程に関する品質管理方法）を本協会に届け出る。

2) 届出にあたっては、次の内容が分かるものを添付する。

工程の管理方法 (QC 工程表等)、作業標準類、工程管理記録表、塗膜除去後の寸法管理基準、作業者への教育訓練記録、塗り分けて製造した水道用資機材の保管管理、使用する塗料の名称、その他本協会が必要と判断したもの

3) 本協会は、届出のあった事項について、『日本水道協会検査工場の登録に関する規則』第 13 条第 2 項に定める臨時の工場審査に替え、初回の検査の際に品質管理方法が届出のとおりであることを製造現場にて確認する。確認できた場合は、届け出された品質管理の変更を認める。

3. 暫定措置を適用した水道用資機材の検査

1) 原管検査は、塗膜除去後の外観のほか、当該箇所の寸法について全数検査を行う。(管類の場合：原管検査、弁類の場合：部品検査)

2) 塗装検査は、該当する検査施行要項に基づき実施する。

3) GX 形管については、上記 1)及び 2)の検査に加え、次の内容を確認する。

3)-1 原管検査の際に、挿し口の塗膜除去の範囲が、別紙【GX 形異形管挿口 塗分け長さ寸法について】の許容差内であることを確認する。

3)-2 外面塗装の厚さ検査の際に、挿し口端部から塗分けの境界線までの長さを測定し、別紙【GX 形異形管挿口 塗分け長さ寸法について】の許容差内であることを確認する。

4) 接水箇所に使用する塗料が、JWWA K 139 認証塗料であることを確認する。

5) この暫定措置を適用した水道用資機材の検査に伴う検査手数料については、「日本水道協会水道用品検査手数料等に関する規則」に基づき、次のとおりとする。

5)-1 原管（部品）検査

- ・管類の場合は、該当する原管検査手数料を適用する。
- ・弁類の場合は、弁類の弁検査手数料の 1/2 を適用する。

5)-2 塗装検査

- ・管類の場合は、管防食加工 I 塗覆装の検査手数料の 1/2 を適用する。
- ・弁類の場合は、弁類の外面防食検査手数料の 1/3 を適用する。

以上

担当：検査部検査課 TEL 03-3264-2709

Mail kensaka@jwwa.or.jp

大阪支所検査課 TEL 06-4399-5100

Mail o-kensa@jwwa.or.jp

別紙 GX形異形管挿口 塗分け長さ寸法について

- 珪矽樹脂粉体塗装
- JWWA K 139認証塗料
- 合金溶射+封孔処理+合成樹脂塗料



図 GX形異形管挿口 塗分け長さ

(図 日本ダクタイル鉄管協会 GX形ダクタイル鉄管接合要領より引用)

呼び径	塗分け基準長さ (mm)	塗分け長さ許容差 (mm)
75	100.0	+10 -0
100	100.0	
150	100.0	
200	110.0	
250	110.0	
300	120.0	
350	120.0	
400	120.0	
450	123.0	